

自己導尿において潤滑剤としてグリセリンを使用している競技者

排便コントロールのためグリセリン浣腸液を使用している競技者

各競技連盟・協会関係者

への緊急通知文書

関係者各位 様

2010年1月の禁止表の改訂で、『「S5. 利尿薬と他の隠蔽薬」 血漿増量物質としてのグリセロール（経口および静注）の位置づけが明確にされ、例として記載』されるようになり、2014年3月に緊急通知文書として、自己導尿を行っている競技者で、カテーテル保管用の消毒液の成分で潤滑剤として「**グリセロール=グリセリン**」を含有している薬液、例えば「**グリセリンBC液**」、「**ハイアミン・グリセリン液**」、「**イソジン・グリセリン液**」などを使用している場合には、グリセリンフリーとするか、使用を継続する場合には「治療使用特例（TUE）」申請が必要との緊急通知文書を関係者各位にご送付いたしました。さらに、排便コントロールのためグリセリンの浣腸液、例えば「**グリセリン浣腸液**」、「**ケンエーG浣腸液**」を使用している場合にも同様の扱いとなることも通知させて頂きました。

しかし、今回、2018年1月1日付けで改訂の「**2018年禁止表国際基準**」において、**グリセロールが禁止表から除外**されました。

この変更により、2018年1月より、上記のグリセロールを含有する自己導尿用カテーテル保管用の消毒液として、「**グリセリンBC液**」、「**ハイアミン・グリセリン液**」、「**イソジン・グリセリン液**」などについては、TUE申請承認なしに使用が可能となります。また同様に、「**グリセリン浣腸液**」、「**ケンエーG浣腸液**」につきましても、TUE申請承認なしに使用が可能となります。

ご不明な点があれば、下記宛ご連絡下さい。

2017年12月25日

日本障がい者スポーツ協会 医学委員長 陶山哲夫

アンチ・ドーピング部会長 草野修輔

…お問い合わせは…

〒108-8329 東京都港区三田 1-4-3

国際医療福祉大学三田病院

リハビリテーション科 草野 修輔

（日本障がい者スポーツ協会 アンチ・ドーピング部会長）

Tel : 03-3451-8121（代） Fax : 03-3454-0067（代）

Email : shukusano@iuhw.ac.jp